

【説明確認欄】 サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項について文書を交付し、説明しました。

横浜市踊場地域ケアプラザ 説明者 _____ 印 _____

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項について交付、説明を受け、同意しました。

利用者 _____ 印 _____

利用者の家族 _____ 印（続柄） _____

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

重 要 事 項 説 明 書

通所介護事業・第一号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）

1 事業所の概要

事業所名	横浜市踊場地域ケアプラザ
所在地	横浜市泉区中田東1-4-6
事業者指定番号	横浜市 1473600078
管理者・連絡先	小倉 康志 TEL 045-801-2920
サービス提供地域	泉 区：中田東、中田北、中田南、中田西、中田町、白百合、領家、西が岡、岡津町、和泉町 戸塚区：戸塚町（JR線以西）、汲沢1～8丁目、矢部町（JR線以西）、上矢部、鳥が丘
利用定員	37名

2 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	人 員
管理者	管理者は、業務の管理を一元的に行います。	常勤 1名
生活相談員	生活相談員は、利用者やその家族からの相談に応じるとともに、利用の申し込みに係る調整や通所介護サービス計画の作成を行います。また、必要に応じて利用者への説明を行います。	常勤 3名
看護職員	看護職員は、利用者の健康状態を把握するとともに、医療的な立場から機能訓練等の指導を行うほか、利用者の家族に対し、介護方法の指導等を行います。	常勤 3名 非常勤 1名
介護職員	介護職員は、入浴、排せつ、食事等の介護等及びレクリエーションの企画、進行を行うとともに、施設への送迎を行います。	常勤 8名 非常勤 8名
機能訓練指導員	機能訓練指導員は、通所介護における機能訓練プログラムを作成し利用者に対し必要な指導を行ないます。	常勤 3名 非常勤 1名 (看護職員が兼務)
管理栄養士及び調理員	管理栄養士は利用者への昼食の献立作成、食材の発注管理、調理員へ調理指導を行います。調理員は利用者への昼食の準備を行います。	管理栄養士非常勤 1名 調理員非常勤 4名
運転手	運転手は利用者を送迎する車両の運転を専任に行います。	非常勤 3名

3 業務日及び業務時間

業 務 日	月曜日から土曜日までとし、祝日も営業する。 ただし、12月29日から1月3日を年末年始休業とする。
業 務 時 間	午前9時から午後5時まで
サービス提供時間	通 所 介 護 月曜日から土曜日（長時間利用）： 午前9時15分から午後4時20分（7時間05分） （短時間利用）： 午前10時00分から午後3時20分（5時間20分） 第一号通所事業（横浜市通所介護相当サービス） ： 午前10時00分から午後3時20分（5時間20分） ※ただし、開始・終了の時間が交通・天候の事情等により多少前後する場合があります。

4 通所介護・第一号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）の目的

横浜市踊場地域ケアプラザ（以下「事業者」という。）は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、通所介護サービス・第一号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）を提供します。

5 サービス内容

- (1) 通所介護サービス計画の作成
- (2) 生活指導〔相談援助など〕
- (3) レクリエーション（日常動作訓練）
- (4) 介護サービス（移動や排せつの介助、見守り等）
- (5) 健康状態の確認
- (6) 送迎
- (7) 食事
- (8) 入浴
- (9) 栄養改善体制
- (10) 口腔機能向上体制
- (11) 機能訓練

※利用料は、別紙約款にて

6 当事業所における運営方針

当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- (1) 利用者が自立した日常生活を営むこと及び利用者の家族の負担を軽減することを目標に、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて、通所介護サービスを提供します。
- (2) 通所介護サービス計画の作成にあたっては、利用者の意思を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。計画の作成にあたっては、必要に応じて利用者宅を訪問の上、状況調査を行います。
- (3) 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するように十分配慮します。
- (4) 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備します。

ア	採用時研修	採用後 6 か月以内
イ	定期研修	年 2 回以上

7 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。
- (2) 事業所において感染症の発生、及び、まん延を防止するために必要な措置を講ずる。

8 秘密保持

事業所及びその従業員は退職後も含め、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないようにします。

9 緊急時及び事故発生時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などが生じた場合は、速やかに利用者の家族（緊急時連絡先）等、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡を取り、場合によってはかかりつけ病院に直接連絡する又は救急隊を呼ぶなど、必要な措置を講じます。

また、サービス提供中に事故が発生した場合は、同上の必要な措置を講じる共に、横浜市健康福祉局及び利用者の居住する区役所関係機関に連絡を行います。

事業者は、通所介護の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合にはその損害を賠償します。

10 非常災害対策

(1) 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者(防火管理者) : 所 長・ 小倉 康志

(2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

(3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期 : 毎年2回

11 虐待の防止

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施。措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

12 相談窓口、苦情対応

当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	045(801)2936
FAX番号	045(801)2923
担当者	直江 隆太
相談・苦情については、担当者、管理者及び生活相談員が対応します。不在の場合でも、応じた者が必ず「苦情相談記録表」を作成し 担当者、管理者及び生活相談員に引き継ぎます。	
その他相談窓口 : 泉区役所 高齢・障害支援課 : 800-2436 戸塚区役所 高齢・障害支援課 : 866-8452 横浜市はまふくコール(横浜市苦情相談コールセンター) : 263-8084 上記以外の市町村の居住相談窓口 : 居住先の相談窓口 () 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係 : 329-3447	

13 運営法人の概要

法人の名称	社会福祉法人神奈川県匡済会
代表者名	理事長 三上 章彦
法人本部所在地・連絡先	横浜市泉区和泉町6181番地の2
実施事業の概要	※同一敷地内の他の事業(包括支援センター・居宅介護支援・地域密着型通所介護) 1. 養護老人ホーム白寿荘 2. 特別養護老人ホーム白寿荘 3. 自立支援センターはまかぜ 4. 寿福祉センター保育所 5. 新山下二丁目保育所 6. 大倉山保育園 7. 横浜市緑ほのぼの荘 8. 横浜市十日市場地域ケアプラザ 9. 横浜市踊場地域ケアプラザ 10. 救護施設浦舟園 11. 養護老人ホーム野庭風の丘
事業所数	11カ所

14 その他

(1) 提供するサービスの第三者評価の実施無し。

(2) 重要事項説明書の内容に変更がある場合は、その旨を記載した書面の発行を以って自動更新といたします。

居宅介護支援重要事項説明書

<令和8年6月1日 改定>

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話	045-801-2921
FAX	045-801-2923
担 当	介護支援専門員（ケアマネジャー）

2. 「横浜市踊場地域ケアプラザ居宅介護支援事業所」の概要

（1）居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	横浜市踊場地域ケアプラザ
所在地	横浜市泉区中田東1-4-6
介護保険事業者指定番号	1473600078
ケアプラザ所長	小倉 康志
居宅介護支援事業所管理者	川崎 真理恵
サービスを提供する地域	横浜市泉区、戸塚区（戸塚町、矢部町、舞岡町、上矢部町、汲沢）
併設サービス	通所介護、地域密着通所介護、包括支援センター

（2）当事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	人 員
管 理 者	管理者は、業務の管理を一元的に行います。	1名（常勤兼務）
介護支援専門員	要介護者等からの相談に応じるとともに、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成、利用者への説明・サービスの調整を行います。	1名（常勤管理者兼務） 3名（常勤専従）

（3）営業時間

平日・土曜日	9:00～17:00
休業日	日曜日・祝日・12月29日～1月3日
緊急連絡電話	090-4452-4881（24時間対応）

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れ及び内容

【サービス提供の基本ステップ】

1. 相談受付・お申し込み：お電話や窓口にて、介護に関するご相談やサービス利用の希望を承ります。
2. 当事業所が提供するサービス内容や料金などの重要事項について詳しくご説明し、ご納得いただいた上で契約を結びます。
3. ご自宅への訪問（アセスメント）：担当者が、ご本人・ご家族の状況やご要望を詳しく伺います。
4. ケアプラン（原案）の作成：自立した生活に向けて、必要な介護サービスを組み合わせた計画案を作成します。
5. サービス担当者会議：ご利用者、ご家族、サービス提供事業者が集まり、計画内容を検討・調整します。
6. ご説明・同意・ご契約：最終的なケアプランについて詳しくご説明し、同意をいただいた上で正式に契約を結びます。
7. サービス提供開始・モニタリング：計画に沿ってサービスが開始されます。その後も月1回以上訪問し、状況を確認・見直しを行います。

※ご利用者の状態や特定の場合においては、手順を変更することがあります。

4. 利用料金

（1）利用料

居宅介護支援利用料は、法定代理受領により当事業所に対して介護保険給付が支払われる場合、ご利用者の自己負担はありません（無料です）。

※ただし、保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合は、一旦、1ヵ月当たりの料金を全額お支払いいただきます。その場合、当事業所が「指定居宅介護支援提供証明書」を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口に提出することで払い戻し（償還払い）を受けることができます。

【基本利用料（1ヵ月あたり）】

取扱要件	利用料	利用者負担金	
		法定代理受領分	法定代理受領以外
居宅介護支援費（Ⅰ） ＜取扱件数が45件未満＞	要介護度1・2：12,076円 要介護度3・4・5：15,690円	無 料	要介護度1・2：12,076円 要介護度3・4・5：15,690円

（注1）上記の基本利用料は厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改訂された場合は基本料金も自動的に改定されます。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されますが自己負担はありません。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された時に指定居宅支援を提供した場合（1月につき）	3,336 円
介護職員等処遇改善加算	職員等の処遇改善に関する計画を作成し、ケアプランデータ連携システムの活用、職員の資質向上、職場環境の改善等、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合	所定単位数の 2.1%
入院時情報連携加算（Ⅰ）	利用者が病院等に入院した日のうちに病院等職員に必要な情報を提供した場合（1月につき1回を限度、提供方法は問わない）	2,780 円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	利用者が病院等に入院した日の翌日又は翌々日に病院等職員に必要な情報提供した場合（1月につき1回を限度、提供方法は問わない）	2,224 円
退院・退所加算（Ⅰ～Ⅲ）	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって病院等の職員から必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合（入院又は入所期間中につき3回を限度）	5,004 円～ 10,008 円
通院時情報連携加算	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師に利用者の心身状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合（1月につき）	556 円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合（1月に2回を限度）	2,224 円
特定事業所加算（Ⅰ）	人材確保や、サービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、当事業所が厚生労働大臣の定める基準に適合する場合（1月につき）	5,771 円
特定事業所加算（Ⅱ）	同上	4,681 円
特定事業所加算（Ⅲ）	同上	3,591 円
特定事業所加算（A）	同上	1,267 円
特定事業所医療介護連携加算	同上	1,390 円
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、その死亡日および死亡日前 14 日以内に 2 日以上、訪問し各関係機関と連携を取った場合	4,448 円

【減算】

以下の要件に該当する場合、上記の基本利用料から減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合	上記基本利用料の 50% (2 月以上継続の場合 100%)
特定事業所集中減算	居宅サービス計画に位置付けた指定居宅支援について特定の事業者への集中率が、正当な理由なく 80% を超える場合	2,224 円
業務継続計画未実施減算	感染症や非常災害の発生時において、一定の基準に適合していない場合	所定単位数の 1.0%
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための一定の措置が講じられていない場合	所定単位数の 1.0%

(2) 交通費

介護支援専門員が通常のサービス実施地域を超える地域に訪問・出張する必要がある場合には、通常のサービス実施地域を超える地点から訪問先までの旅費（実費）の負担をお願いすることがあります。

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解除することができ、一切費用はかかりません。

5. 当事業所の居宅介護支援の特徴

(1) 運営方針

1. 利用者が要介護状態となった場合においても利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにします。
2. 心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者自らの選択に基づき適切なサービスが総合的かつ効果的に提供されるよう努めます。
3. 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、提供されるサービス等が特定の種類又は、特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう公平・中立に行います。
4. 関係行政機関、保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体、地域包括支援センター等と綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整を行い、状態の悪化防止又は現状を維持できるように努めます。
5. 介護支援専門員は提供するサービスの質の向上を図る為、研修へ積極的に参加し（年 4 回程度）新入職員に対しては採用後 6 か月以内に研修を行います。

(2) サービス利用にあたって

- **介護支援専門員の変更**：当事業所から他事業所への介護支援専門員の変更は可能です。ご希望の際は申し付けください。
- **事業所内での介護支援専門員の変更**：事業所の都合により、介護支援専門員を変更することがあります。介護支援専門員を変更する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分配慮いたします。
- **急な体調変化等の連絡**：体調や容態の急変により、入院又はサービスを利用できなくなった際は、早めに担当の介護支援専門員又はサービス事業所へご連絡ください。
- **「要支援」への変更時**：当事業所は「要介護」と認定された方の居宅サービス計画の作成を行っております。更新の際「要支援」の認定を受けた利用者につきましては、担当地域の包括支援センターに連絡を行い、適切な事業所へ引き継ぎを行う場合がございます。
- **事業者紹介・選定理由の説明**：利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介することを求めることができます。利用者は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

6. 秘密の保持及び個人情報の保護について

1. 当事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密又は個人情報を「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。
2. 当事業所は、介護支援専門員その他従業者で有った者から、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密が漏れることの無いよう管理を徹底いたします。
3. 当事業所は、居宅サービス計画を作成するに当たり、サービス事業者に開示しなければならない個人情報については、事前に利用者または家族から文書（別紙 個人情報保護の同意書）にて同意を得るものとします。

7. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等に連絡を行う等、必要な措置を講ずるとともに管理者に報告します。

8. 事故発生時の対応について

サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行い必要な措置を講じます。なお賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。

9. サービスの内容に関する苦情について

(1) 利用者相談、苦情相談

当事業所の居宅介護支援及びサービス事業者に対してのご相談、苦情を承ります。

(2) 苦情処理の体制及び手順

- 1) 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問し、状況の聞き取りや事情の確認を行います。
- 2) 相談担当者は、把握した状況を管理者・ケアプラザ所長と共に検討し、対応を決定します。利用者へは結果報告を行います。

(3) 苦情の受付窓口

当事業所窓口	苦情解決責任者／管理者 川崎 真理恵 電話 045-801-2921 FAX 045-801-2923
その他窓口	横浜市踊場地域ケアプラザ包括支援センター 電話 045-801-2922 FAX 045-801-2923
横浜市 はまふくコール	電話 045-263-8084
横浜市泉区役所 高齢・障害支援課	電話 045-800-2436 FAX 045-800-2513
横浜市戸塚区役所 高齢・障害支援課	電話 045-866-8439 FAX 045-881-1755
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課	電話 045-329-3447
横浜市福祉調整委員会事務局 (健康福祉局相談調整課)	電話 045-671-4045 FAX 045-681-5457

※第三者委員の設置：当事業所は、相談・苦情に対し公正に対処するために第三者委員を設置しております。

10. 高齢者虐待防止について

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

1. 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用し行う）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
2. 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
3. 事業所において従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
4. 虐待防止の措置を適切に実施するための担当者を配置します。

11. 身分証携行義務

介護支援専門員等は、常に身分証を携行し、必要時や提示を求められた時は提示します。

1 2. 運営法人の概要

名 称	社会福祉法人 神奈川県匡済会
代表者氏名	理事長 三上 章彦
法人本部所在地	横浜市泉区和泉町6181-2
法人連絡先	電話 045-803-8684
実施事業の概要	1、養護老人ホーム 白寿荘 2、特別養護老人ホーム 白寿荘 3、自立支援センターはまかぜ 4、寿福祉センター保育所 5、横浜市緑ほのぼの荘 6、横浜市十日市場ケアプラザ 7、新山下二丁目保育所 8、横浜市踊場地域ケアプラザ 9、浦舟園（救護施設） 10、大倉山保育園 11、養護老人ホーム 野庭風の丘
総事業数	11
法人開設	大正7年10月11日

1 3. 介護サービス情報公表制度

介護保険法に基づく全種類・サービス事業所・施設が公表されています。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名	横浜市踊場地域ケアプラザ
所在地	横浜市泉区中田東1-4-6
説明者（職名）	介護支援専門員
説明者氏名	（署名）

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、同意し、交付を受けました。

利用者住所	
利用者氏名	（署名）
家族（代理人）住所	
家族（代理人）氏名	（署名）（続柄： ）

重要事項説明書

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント用)

1 事業所の概要

事業所名	横浜市踊場地域ケアプラザ
所在地	横浜市泉区中田東1-4-6
事業者指定番号	第 1403600040 号
管理者・連絡先	小倉 康志 045-801-2922
サービス提供地域	泉区中田北・中田南・中田東・中田西・中田町・白百合地区

2 事業所の職員体制等

職 種	人 員
管理者	1名
保健師等	1名
ケアマネジャー	1名
社会福祉士	3名

3 サービス提供時間

区 分	平 日	土曜日
提供時間	9:00～17:00	9:00～17:00

(注) 日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)、施設点検日(第1月曜日)はお休みです。

4 利用者負担金

- (1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の負担はありません。
- (2) 事業者の担当地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費(実費)の支払いが必要となります。

5 当社のサービスの方針等

あらゆる人の尊厳を守り、常に人が人として、文化的生活を営めるよう、その自立に向けた支援に努めます。

6 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名 連 絡 先
緊急連絡先	氏 名 連 絡 先

7 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

当社お客様相談コーナー	電話番号 045-801-2922 fax 番号 045-801-2923 相談員（責任者） 長谷川 晃生 対応時間 9:00～17:00
-------------	--

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

はまふくコール （横浜市健康福祉局 介護事業指導課）	所在地 横浜市中区本町6-50-10 電話番号 045-263-8084 対応時間 9:00～17:00
泉区役所 高齢・障害支援課 介護保険相談窓口	所在地 泉区和泉中央北5-1-1 電話番号 045-800-2436 fax 番号 045-800-2515 対応時間 9:00～17:00
神奈川県国民健康保険団 体連合会（国保連）	所在地 横浜市西区楠町27番地1 電話番号 045-329-3447 利用時間 8:30～17:15

※国保連は、介護予防支援に関する苦情のみの対応となります。

8 当社の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 神奈川県国済会
代表者名	三上 章彦
本社所在地・電話	横浜市泉区和泉町6 1 8 1 番地 2
業務の概要	1. 養護老人ホーム白寿荘 2. 特別養護老人ホーム白寿荘 3. 支援センターはまかぜ 4. 寿福祉センター保育所 5. 横浜市緑ほのぼの荘 6. 横浜市十日市場地域ケアプラザ 7. 新山下二丁目保育園 8. 横浜市踊場地域ケアプラザ 9. 救護施設浦舟園 10. 大倉山保育園 11. 養護老人ホーム野庭風の丘
事業所数	11 箇所

神奈川県匡済会は、大正7年8月、当時「米騒動」が全国各地に勃発したことがきっかけとなり、横浜財界人の「富める者—資産があり地位の高い者には、それに伴う社会的責任と公共的義務がある。」との理念から法人が創設された。

以来100年余年、一貫して社会福祉事業を展開し今日に至っている。

9 介護予防サービス・支援計画書原案作成委託先居宅介護支援事業者

事業所名	
所在地	
事業者指定番号	神奈川県第 号
管理者・連絡先	
サービス提供地域	